

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 におけるグリーン証書の扱いの見直しと 経過措置について

2023年10月13日

資源エネルギー庁

再生可能エネルギー推進室

1. 温室効果ガス排出量算定・報告・ 公表制度におけるグリーン証書の扱い

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度におけるグリーン証書の扱い

- 令和4年12月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会 中間とりまとめ」において、同制度（以下、SHK制度）におけるグリーン電力証書及び熱証書の扱いを、**「他者から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除できる」**ことに見直す方針が決定した。
- それに伴い、**電気事業者の排出係数調整においても、グリーン電力証書は使用可能だが、グリーン熱証書は使用不可となる。**
- また、熱供給事業者別排出係数が導入※されることから、**熱供給事業者の排出係数調整においてグリーン熱証書が使用可能となる。（部分的に電力証書も使用可能）**
※令和6年度の特定期間排出者の排出量報告から適用。

参考) グリーン電力証書及びグリーン熱証書の扱いについて

- 証書は電気や熱の属性を証明するもので、再生可能エネルギー由来の電力量・熱量を「kWh や kJ」単位で認証し、購入者は他者から供給された電力や熱の属性を、別途調達した証書で上書きするもの。
- 証書が他者から供給されたエネルギーの属性を説明するものであるということに立ち返ると、グリーン電力証書及びグリーン熱証書も、非化石証書と同様に、**他者から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除できる**こととしてはどうか※。
- なお、その際、既存の権利を保護する観点から、過去に認証された証書については従前の通り使用可能としてはどうか。

※非化石証書は、他者のうち電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除可能。

調整後排出量の算定方法



見直し後のグリーン電力証書の扱い
他者から供給された電気の使用に伴って発生するCO₂の排出量を上限に控除可能

見直し後のグリーン熱証書の扱い
他者から供給された熱の使用に伴って発生するCO₂の排出量を上限に控除可能

現行制度におけるグリーン電力・熱証書の扱い
カーボン・クレジットと同様に、排出量全体 から控除

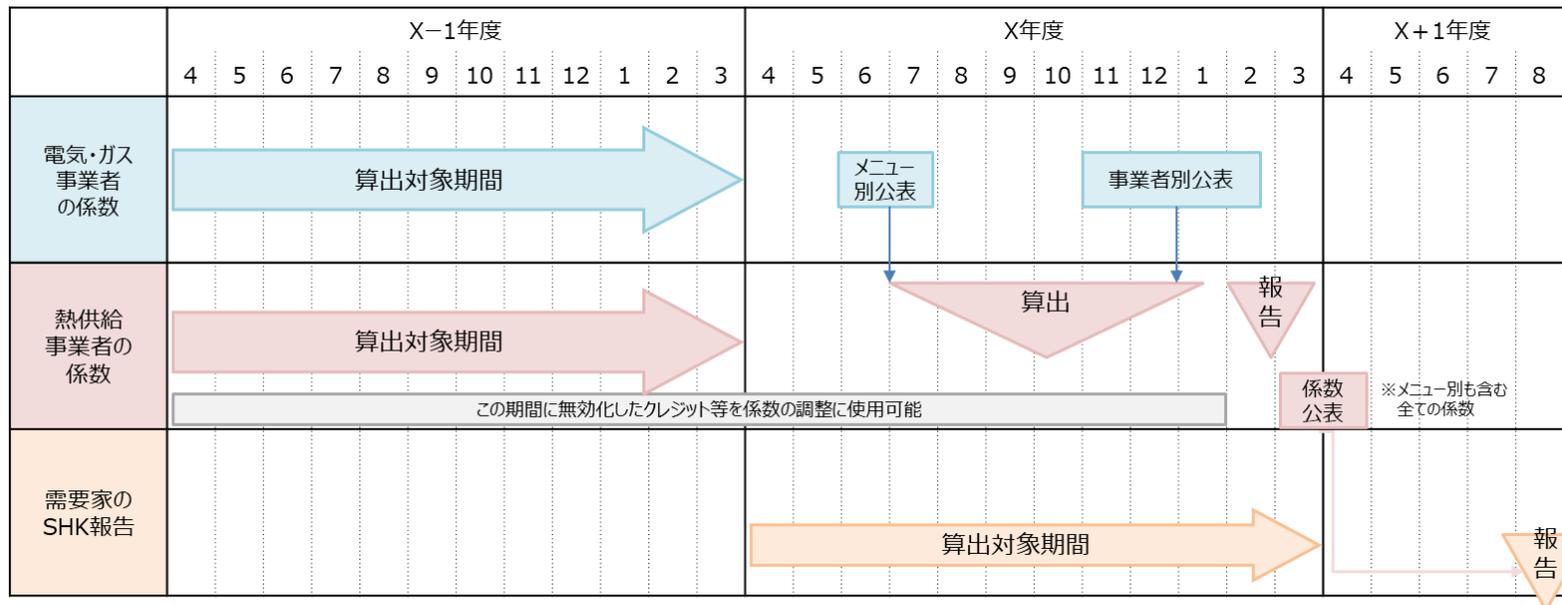
参考) 熱供給事業者別排出係数の調整に活用出来るクレジット等

- 現行制度で活用可能なクレジットやSHK検討会中間とりまとめを踏まえ、活用可能なクレジットは以下のとおりとする。
 - 国内クレジット：J-クレジット、国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）
 - 海外クレジット：JCMクレジット
 - 熱証書：グリーン熱証書由来のグリーンエネルギーCO₂削減相当量
 - 電力証書：非化石電源二酸化炭素削減相当量、
グリーン電力証書由来のグリーンエネルギーCO₂削減相当量
- 但し、電力証書は、「他人から供給された電気の使用に伴って排出した二酸化炭素の量」を上限に控除可能とする
 - ※非化石証書は「電気事業者から供給された電気の使用に伴う調整後二酸化炭素の量」を上限に控除可能とする。

2 (5) 手続き等② (熱供給事業者による基礎排出係数・調整後排出係数の算定・報告・公表のスケジュールについて)

- 熱供給事業者による排出係数の算出には、電気・ガスの排出係数を用いる必要があることに鑑み、特定排出者の排出量算定対象期間 (X年度) の排出量算定に用いる熱供給事業者の排出係数の算出は、X-1年度の情報を用いることとし、経済産業省・環境省への報告は、X年度の2月末頃までとする。
- 経済産業省・環境省は、X年度の3月末頃に、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のウェブサイトにおいて、排出係数を公表する。

<基本的な公表までのスケジュール>

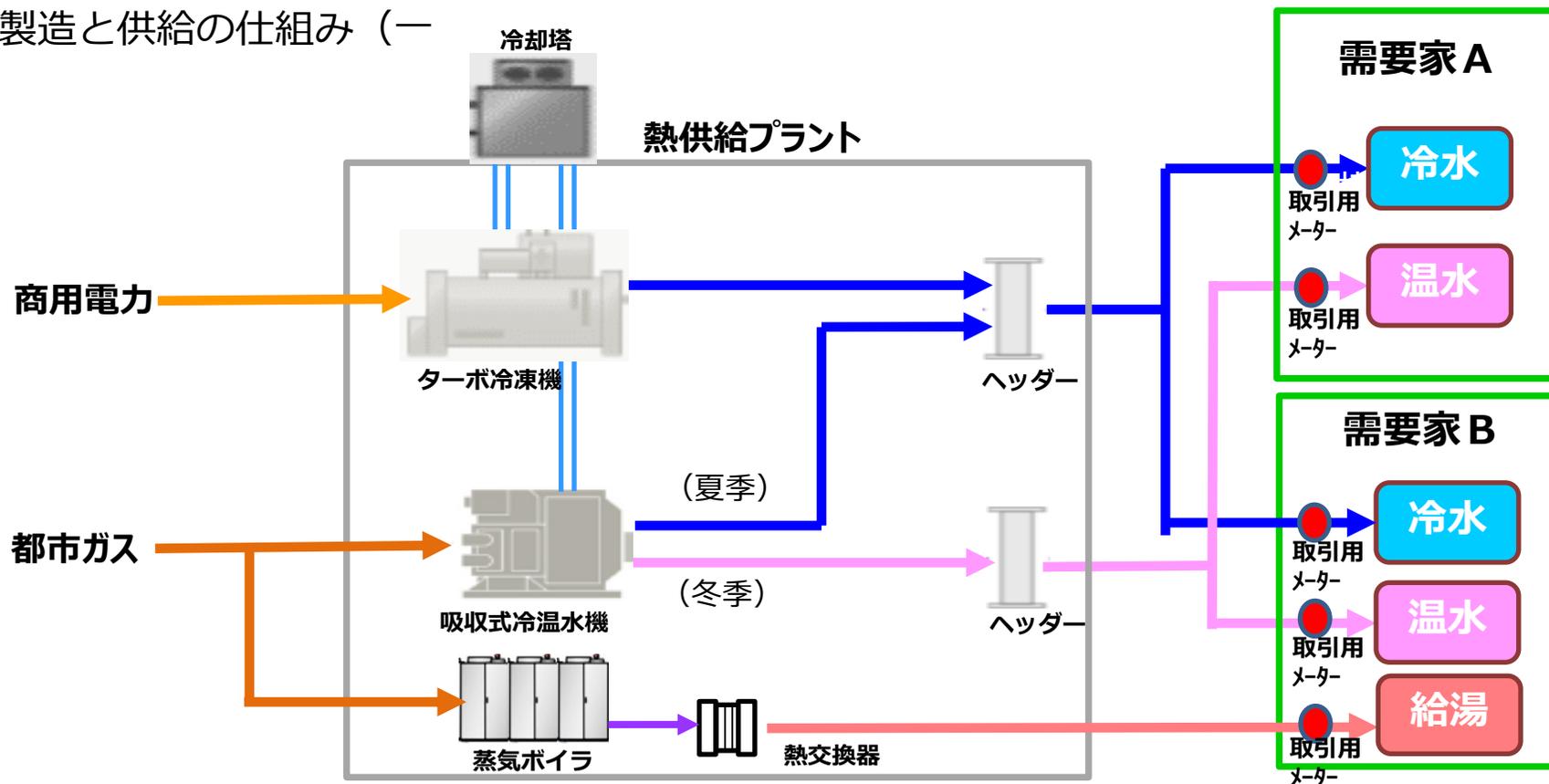


※新規参入者や導入初年度のスケジュールについては、「温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の議論を参照。

【参考】熱供給事業者の排出係数算出の考え方について

- 熱供給事業者は、主として電気および燃料（都市ガスを含む）により熱を製造し、導管を通じてその製造した熱を需要家に供給している。
- そのため、電力使用量及び燃料使用量から熱製造時の二酸化炭素排出量を算定し、販売熱量をもとに、販売した熱に係る排出係数の算出が可能である。

熱の製造と供給の仕組み（一例）



2. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における経過措置

参考) グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度の手続きの流れ

- SHK制度で報告する排出量の調整にグリーン証書を利用するためには、**グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において、委員会でグリーン証書を認証する手続きが必要。**

毎年7月末迄

グリーン電力証書や熱証書の取得

証書をグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に認証

償却

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に活用

SHK制度における経過措置

- SHK制度におけるグリーン証書の扱いが整理されるまでの既存の権利を保護する観点から、**2023年度の委員会までに認証された削減相当量は、特定排出者の排出量報告及び電気事業者の排出係数調整において、従前の通り使用可能とする。**

	2022年度												2023年度												2024年度							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8			
SHK制度	第3回検討会 グリーン証書の扱いについて整理												中間取りまとめ												法令等改正 → 施行							
グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証制度	認証委員会				認証委員会				認証委員会				認証委員会				認証委員会				認証委員会				認証委員会							
特定排出者のSHK制度報告													排出量報告												排出量報告							
電気事業者の排出係数													排出係数報告												排出係数報告							

特定排出者のSHK制度報告

見直しによる変更点

- ✓ 2024年度以降の排出量報告から、グリーン電気証書及び熱証書は他者から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除可能

経過措置

- ✓ 2023年度の委員会までに認証されたものであれば、排出量全体から控除可能

電気事業者の排出係数

見直しによる変更点

- ✓ 2024年度以降の排出係数報告から、グリーン熱証書由来の削減相当量は使用不可

経過措置

- ✓ 2023年度の委員会までに認証されたものであれば、熱証書由来の削減相当量でも使用可能

経過措置の対象判断

- 経過措置の対象となるか否かは、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に付番されるシリアル番号で判断する。
- 具体的には、付番される「6・7桁－6桁－8桁」のシリアル番号の中央6桁が基準日（2024年3月31日）以前であれば経過措置の対象となる。

グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量のシリアル番号付番方法

項目	意味	記号	内容	桁数	英数
AABBCCC	削減計画認定番号	AA	認定年度（西暦2桁）	2	数値
		BB	方法論	1~2	英+数
		CCC	連番（001~）	3	数値
YYMMDD	削減量認証日	YY	認証年（西暦2桁）	2	数値
		MM	認証月	2	数値
		DD	認証日	2	数値
XXXXXXXX	連番	XXXXXXXX	連番（00000001~）	8	数値

認定番号「21BB001」のグリーンエネルギー二酸化炭素削減計画において、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量1,000t-CO₂が、2022年6月11日に認証された場合、付番されるシリアル番号は以下のとおり。

21BB001-**220611**-00000001 ~ 21BB001-**220611**-00001000

中央6桁が基準日を示す「240331」以前であれば経過措置の対象